

# 令和5年度学習グループサポート事業登録グループ募集（事前調査）について

## 1 事業の目的

市民の自主的な学習活動をサポートすることにより、共同学習・相互学習を推進するとともに、学習の成果を地域社会に還元します。

## 2 事前調査

令和5年度登録希望グループにおける学習テーマ、内容などを明らかにし、令和5年度の予算編成のための事前調査を行います。

なお、事前調査において回答（提出）のあったグループを、令和5年度の申請対象とします。また、追加募集の予定はありません。

※令和5年度予算の確定は市全体での調整となるため、事前調査により希望したサポート（謝礼等）が受けられない場合があります。

- (1) 調査期間：令和4年8月19日（金）～9月30日（金）
- (2) 調査方法：市報8月20日号及び市ホームページに掲載、各公民館等市施設にチラシを配布し、登録を希望するグループから3のとおり書類の提出を求めます。

## 3 提出書類

令和5年度にサポートを希望するグループは、下記の書類を調査期間内に社会教育課に提出してください。

- (1) 令和5年度学習グループサポート事前調査書（様式1）
- (2) 保育対象者一覧（様式4）※毎月1回、学習会に保育を希望する場合のみ（公開講座のみの保育を希望する場合は不要）
- (3) 令和5年度学習グループサポート年間学習予定表（様式5）
- (4) グループのこれまでの活動実績等がわかるもの  
（活動記録・会員募集案内・公開講座の開催案内など。グループのホームページの写しでも可）  
※新規に登録を希望するグループは、(1)～(4)の全ての書類を提出してください。  
※令和4年度登録グループは、(1)と(3)のみ提出してください。

## 4 対象グループ条件

市内で継続的に学習し、下記の条件を満たしているグループとします。ただし、政治・宗教活動及び営利を目的とするものは除きます。

また、市から重複して同種の補助金、交付金を受けることはできないものとします。

### (1) グループ構成

市内に在住、在勤又は在学している者が5人以上いる学習グループであること。

### (2) 学習テーマ

社会教育（青少年の育成・障害者の学習・人権・時事問題等、社会生活に関すること）や家庭教育に関するもの。

### \* 《保育について》

保育付きグループの申請にあたっては、本申請を行う令和5年4月時点で、保育が必要な1歳6か月から学齢前までの乳幼児（保護者が市内に在住、在勤又は在学している）が3人以上いることを条件とします。

## 5 公開講座

学習の成果を地域社会に還元するため、年1回以上公開講座または公開学習会を実施（市報掲載必須）していただきます。

## 6 サポート期間

令和5年5月1日から令和6年3月31日まで

## 7 サポートの内容

サポートは、令和5年4月に行う本申請時に提出する学習計画に基づいて次のとおり行います。ただし、謝礼の助成については、本申請後に審査したうえで送付する決定通知書の金額及び人数を上限とします。なお、申請するグループ数により、助成額等を調整する場合があります。

### (1) 講師・手話通訳者謝礼のサポート

講師・手話通訳者を招いて公開講座を実施する場合、その謝礼をサポートします。

講師謝礼は、予算の範囲内でサポートするものとし、公開講座1回につき24,000円を上限とし、1グループにつき年間48,000円を上限とします。

また、手話通訳は、2時間を上限とします。

### (2) 保育者謝礼のサポート

保育のサポートを承認されたグループについて、学習会（月1回に限る）及び公開講座の際の保育者謝礼をサポートします。保育者1人に対する謝礼額は1時間あたり1,170円（有資格者・令和4年8月現在）とし、次の配置基準に基づき予算の範囲内でサポートします。ただし、乳幼児の状況により配置基準によることが困難である場合には、社会教育課と協議することとします。

《保育者配置基準》

乳幼児数	保育者数
1人～6人	2人
7人～	3人

### (3) 広報

広く市民を対象とした公開講座または公開学習会を実施する場合は、市報・市ホームページ・社会教育情報紙「コラボ」等への掲載やチラシの印刷、配布など広報についてサポートします。

## 8 学習結果のまとめ

サポート期間終了後、学習結果について自己評価をしたうえでレポートにまとめ、令和6年4月末日までに提出してください。全グループからの学習報告を冊子にして配付します。

## 9 その他

オンラインによる公開講座等（インターネット及びビデオ会議ソフトウェアを利用した講座）の開催については、次の(1)及び(2)全てを満たすこととし、参加者の個人情報及びセキュリティの取扱いに留意してください。

また、オンラインによる公開講座等の参加者にも、セキュリティについて主催であるグループから十分周知し同意を得る等、対策を講じてください。

(1) インターネット環境が整備されていない参加希望者へは、後日資料を提供する等、学習成果の還元に努めること。

(2) オンラインによる開催に係る準備（機材、通信費等）は、全てグループの責任及び負担で行うこと。また、オンラインによる公開講座への参加時に生じる通信費は、各参加者が負担すること。